

京都市告示第 484号

公印を次のように定めます。

平成17年3月31日

京都市長 榎本頼兼

名 称	使用開始 年 月 日	形 状	用 途
北部農業指導所専用 京都市長印	平成17年 4月1日	 21ミリメートル平方	北部農業指導所において所掌する事務
西部農業指導所専用 京都市長印	平成17年 4月1日	 21ミリメートル平方	西部農業指導所において所掌する事務
東部農業指導所専用 京都市長印	平成17年 4月1日	 21ミリメートル平方	東部農業指導所において所掌する事務
京北農林事務所専用 京都市長印	平成17年 4月1日	 21ミリメートル平方	京北農林事務所において所掌する事務

(産業観光局農林部農業計画課)